

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士 福間 則博、弁護士 尾崎 悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士 福間 則博



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

遺産分割・遺留分侵害額請求における生前贈与の取扱(その2)

1 前回のニュースレターにおいて、生前贈与の取扱に関し、遺産分割における相続分と遺留分侵害額請求における遺留分とに分けて説明しましたが、分かりにくい点もあったかと思っておりますので、再度、説明してみたいと思います。

2 遺産(相続財産)は、被相続人が死亡した時点において有していた財産ですから、被相続人が生前に財産を他に贈与していた場合にはその財産は死亡時に存在していないため、遺産を構成しないこととなります。

相続人間で遺産分割をする場合において、生前贈与を全く考慮しないとすれば、生前贈与を受けた相続人とこれを受けなかった相続人とで不公平が生じます。また、遺留分は、被相続人の自由な財産処分によっても侵害されない最低限の財産を相続人に取得させようとする制度ですから、被相続人が財産の全部を第三者に贈与してしまっただけで相続開始時に財産は全く残っていなかったような場合においてその贈与について何らの調整もしないとなれば、そもそも遺留分として最低限度の財産を相続人に取得させようとした趣旨が全うされません。

そこで、生前贈与がなされた場合には、遺産分割においては、相続人間の公平を図るため、また、遺留分においては、相続人の最低限度の財産確保を図るための調整をする必要があります。

3 民法は、まず、遺産分割について、①婚姻

若しくは養子縁組のための贈与、又は、②生計の資本としての贈与(以下、これらを「特別受益贈与」といいます)については、その贈与の価格を相続財産(遺産)とみなし、これに法定相続分を乗じて具体的相続分を算定することになっています(民法903条1項)。これにより特別受益贈与はあたかも遺産として残っているかのようにその価格が相続財産に組み込まれ、生前贈与を受けた人と受けなかった人との公平を図ることができます。

4 生前贈与がなされた時期については、特に制限はなく、30年前の生前贈与を主張することもできます。例えば、現在60歳を超えている2人の相続人の一方が、他方に対し、30歳の時に他方が受けた生前贈与を特別受益として主張することは可能です。ただ、令和3年の民法改正により、被相続人の死亡から10年を経過すると、原則として特別受益贈与の主張ができなくなりました。遺産分割をしないではっきりと、特別受益の主張ができなくなり、法定相続分に従って遺産分割されることとなります。この改正法は、令和5年4月1日から施行されており、注意が必要です。

5 次に、遺留分については、①遺留分を算定する際に考慮される生前贈与と②獲得した財産として考慮される生前贈与を区別して検討する必要があります。

① 遺留分を算定する際に考慮される生前贈与
遺留分は、相続開始時の財産に贈与の価額を加え、そこから債務額を控除して算定します(民法1043条1項)。ここに「贈与」とは、原則として、⑦相続人以外の第三者に対す

る贈与については、相続開始前1年間の贈与であり（民法1044条1項）、①相続人に対する贈与については、相続開始前10年間の特別受益贈与です（同条3項）。期間制限の差異は、相続人以外の第三者をあまりに長期に亘り遺留分侵害の主張にさらすのは適切ではないと考えられたからです。

②獲得した財産として考慮される生前贈与
遺留分権利者が遺留分侵害を主張する場合、自ら獲得していた財産を遺留分侵害額から控除する必要がありますが、自ら獲得していた財産として控除されるのはすべての特別受益贈与の額であり、この場合、特別受益贈与のなされた時期を問わないことに注意をする必要があります。

6 つまり、上記①においては、相続開始前10年間の特別受益贈与が考慮されて遺留分が算定されますが、自ら獲得した財産については、それが特別受益贈与である限り、一切の期間制限なく考慮されるものであり、30年前に受け取った特別受益贈与についてもそれを受領している以上、遺留分侵害額から控除されます。要するに、遺留分算定については、相続開始前10年間のもののみ考慮されますが、遺留分侵害額請求をする人が取得した財産を控除する場合には、期間制限を設けることなく、過去に受けた全ての特別受益贈与が考慮されます。